○外務省告示第百四十三号

平成二十二年三月十二日にヌクアロファで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　高瀬康夫在トンガ大使

トンガ側　フェレティ・セベレ首相兼外務防衛大臣

平成二十二年三月三十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百四十四号

平成二十二年三月十五日にホニアラで、アウキ市場及び桟橋建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アウキ市場及び桟橋建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億六千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで

4　署名者

日本側　岩撫明在ソロモン臨時代理大使

ソロモン側　ウィリアム・ハオマエ外務・外国貿易大臣

平成二十二年三月三十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百四十五号

平成二十二年三月十五日にマニラで、オーロラ記念病院改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　オーロラ記念病院改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億八千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十一月三十日まで

4　署名者

日本側　桂誠在フィリピン大使

フィリピン側　アルベルト・ロムロ外務長官

平成二十二年三月三十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百四十六号

平成二十二年三月十五日にマニラで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十五億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　桂誠在フィリピン大使

フィリピン側　アルベルト・ロムロ外務長官

平成二十二年三月三十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○外務省告示第百四十七号

平成二十二年三月十五日にマニラで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　桂誠在フィリピン大使

フィリピン側　アルベルト・ロムロ外務長官

平成二十二年三月三十一日

外務大臣臨時代理

国務大臣　平野　博文

○財務省告示第九十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十二年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十二年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・八○トン
四	二九、六八六トン
五	一、二八九トン
六	一一トン
七	四・八六トン
八	○・六三トン
九	三八、八五五トン
一○	七、一五五トン
一一	三六九トン
一二	六三、六○一トン
一三	四、七五二、五七四トン
一四	一、三三九、四七○トン
一四の二	五五○、一五九トン
一五	六六八トン
一六	一四、七八四トン
一七	一二○、六○九トン
一八	一三、九○一トン
一九	七八○トン
二○	二三九トン
二一	二三、○八一トン
二二	三六九トン
二三	五、○九七トン
二四	二八トン
二五	○トン
二六	四、九七七トン
二七	九、七四四トン
二八	九トン
二九	六八五トン

○財務省告示第百号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十二年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

平成二十一年度の初日から平成二十二年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十九万三百五十六トン

二　冷凍牛肉　二十三万七千六百三十六トン

○財務省告示第百一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十二年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直人**

平成二十一年度の初日から平成二十二年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十八万二百六十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十八万二百七十六トン